



# お金のこと

ご家庭の状況によって利用できる手当・助成・貸付制度があります

しどうふようてあて  
**児童扶養手当**

北館1階6番窓口

所得制限あり

18歳になって最初の3月31日（一定の障がい有する場合は20歳未満）までの児童を扶養しているひとり親家庭などの保護者に支給される手当です。原則として申請した日の翌月分から支給されます。支給の対象となるかどうかなど、詳細はお問合せください。

## ● 対象

次のいずれかの状態にある児童を扶養している父または母、あるいは父母以外で児童を養育する方（以下「受給資格者」という。）で所得額が一定額未満の方に支給されます。

- 1 父母の離婚により父または母と生計をともにしていない児童
- 2 父または母が死亡または生死不明である児童
- 3 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 4 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 5 母が婚姻によらないで出産した児童
- 6 父または母が重度の障がい（一般労働能力に欠ける程度、身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- 7 父または母がDV（配偶者からの暴力）によって裁判所の保護命令を受けた児童

## ● 手当額

児童数	手当額
児童1人	全部支給 月額46,690円 一部支給 月額11,010円～46,680円
児童2人以上	月額5,520円～11,030円を加算



※受給者が父または母の場合、手当の資格発生月の初日から5年、または支給要件に該当した月の初日から7年が経過したときから手当額のおおむね1/2の額が減額となりますが、児童扶養手当減額除外届出書に必要事項を添付して提出すれば、手当の一部減額は適用されません。なお、対象となる方には個別に通知します。

### ● 資格対象外

次のいずれかに該当するときは、資格がありません。

- 1 児童が別居している父または母と生計を同じくしているとき
- 2 児童が父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む。ただし障がいの状態にある父または母を除く。）に養育されているとき
- 3 児童が児童福祉施設等の施設に入所しているとき
- 4 児童が里親に委託されているとき
- 5 児童または受給資格者が日本国内に住所がないとき

### ● 問合せ

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

### ● 受給者の優遇制度

- 1 水道・下水道料金の免除

生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給世帯は、申請により、水道・下水道料金が免除されます。

種類	免除の内容
水道料金	基本料金と1か月当たり使用水量10m <sup>3</sup> までの従量料金の合計額（消費税相当額を含む）
下水道料金	1か月当たり8m <sup>3</sup> までの汚水排出量にかかる料金（消費税相当額を含む）

### ● 問合せ

東京都水道局 板橋営業所 板橋区氷川町3-6 電話 5248-6365  
練馬営業所 練馬区中村北1-9-4 電話 5987-5330



## 2 粗大ごみ処理手数料の免除

児童扶養手当・特別児童扶養手当・生活保護の受給世帯は、申請により、粗大ごみの処理手数料が免除されます。ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンについては粗大ごみでは受付できません。

### ○手続き

「粗大ごみ受付センター」に電話申込みする際に、粗大ごみ処理手数料の免除対象者であることを申し出てください。

免除申請には、申請書のほか、以下の添付書類が必要です。

- ・児童扶養手当受給の方「手当証書のコピー」または「受給者証明書」
- ・特別児童扶養手当受給の方「手当受給証明書のコピー」または「受給者証明書」
- ・生活保護受給の方 「受給証明書の原本」※発行日が申込み日以降のもの

### ・申込み・

粗大ごみ受付センター 電話 6747-9353

受付日時 月～土曜日(祝日を含み、年末年始を除く) 8時～19時

※申込みから収集まで3週間程度かかります。

## 3 JR通勤定期の割引

児童扶養手当・生活保護受給世帯の方が、JRを利用している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。「資格証明書」と「購入証明書」を、通勤定期乗車券を発売する駅に提出して購入してください。「資格証明書」と「購入証明書」の交付は下記の手続きが必要です。

### ○手続き

児童扶養手当証書、写真(たて4cm×よこ3cm)を持って、下記窓口へ申請してください。

また、生活保護の受給世帯については、担当ケースワーカーにご相談ください。

### ・問合せ・

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

赤塚支所 住民サービス係 電話 3938-5113

## 4 都営交通の無料パス

児童扶養手当受給世帯・生活保護受給世帯などのうち1人に限り、都営交通(都



電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー)の無料乗車券が交付されます。生活保護の受給世帯については担当ケースワーカーにご相談ください。

○手続き

児童扶養手当受給世帯(生活保護受給世帯を除く。)は児童扶養手当証書を持って下記窓口へ申請してください。

・問合せ・

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477  
赤塚支所 住民サービス係 電話 3938-5113

5 区営自転車駐車場使用料の減免

生活保護受給世帯の方が、区営自転車駐車場を定期利用する場合は、使用料が免除されます。免除できるのは利用者1人につき、1ヶ所、1台のみです。

また、児童扶養手当・特別児童扶養手当受給の方が、区営自転車駐車場を定期利用する場合は、使用料が減額されます。

なお、区営自転車駐車場使用料の減免とともに、駐車枠に空きがない場合には、お待ちいただくことがあります。

○手続き

自転車駐車場により手続き方法が異なりますので、下記問合せ先にご相談ください。

なお、手続きの際に生活保護受給の方は受給証明書、児童扶養手当・特別児童扶養手当受給の方は手当証書が必要です。

・問合せ・

(環7南・高島平エリア) NCD駐輪場サポートセンター 電話 4213-8016  
(東上線・志村エリア)板橋区自転車対策コールセンター 電話 050-2017-3239

児童育成手当(育成手当)

北館1階6番窓口

所得制限あり

18歳になって最初の3月31日までの児童を扶養しているひとり親家庭等の保護者で所得が一定額未満の方に支給される手当です。原則として申請した日の翌月分から支給されます。支給の対象となるかどうかなど、詳細はお問合せください。



## ● 対象

次のいずれかの状態にある児童を扶養している父または母、あるいは父母以外で児童を養育する方（以下「受給資格者」という。）で所得額が一定額未満の方に支給されます。

- 1 父母の離婚により父または母と生計をともにしていない児童
- 2 父または母が死亡または生死不明である児童
- 3 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 4 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 5 母が婚姻によらないで出産した児童
- 6 父または母が重度の障がい（身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- 7 父または母がDV（配偶者からの暴力）によって裁判所の保護命令を受けた児童

## ● 手当額

児童1人について月額13,500円

## ● 資格対象外

次のいずれかに該当するときは、資格がありません。

- 1 児童が別居している父または母と生計を同じくしているとき
- 2 児童が父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む。ただし障がいの状態にある父または母を除く。）に養育されているとき
- 3 児童が児童福祉施設等の施設に入所しているとき
- 4 児童が里親に委託されているとき
- 5 受給資格者が日本国内に住所がないとき

## ● 問合せ ●

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

じ どういくせい て あて しょうがいて あて  
児童育成手当（障害手当）

北館1階6番窓口

所得制限あり

原則として申請した日の翌月分から支給されます。支給の対象となるかどうかなど、詳細はお問合せください。

## ● 対象

心身に一定程度（身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ



または進行性筋萎縮症)の障がいがある20歳未満の児童を扶養している保護者で所得が一定額未満の方が対象です。

※児童が施設に入所しているときは受給できません。

● **手当額**

児童1人について月額15,500円

● **問合せ**

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

**その他の児童の手当** 北館1階6番窓口

所得制限あり

支給の対象となるかどうかなど、詳細はお問合せください。

● **特別児童扶養手当**

20歳未満で中程度以上の障がいのある児童を扶養している保護者で所得が一定額未満の方に支給される手当です。原則として申請した日の翌月分から支給されます。

※児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けているとき、または施設に入所しているときは、原則として支給できません。

○手当額(障がいの程度による)

特児1級児童1人に、月額56,800円

特児2級児童1人に、月額37,830円

● **児童手当**

高等学校第3学年修了前までの児童(18歳になった最初の3月31日まで)を養育している保護者に支給される手当です。原則として申請した日の翌月分から支給されます。ただし、公務員の方は、勤務先に申請してください。

● **手当額**

児童の年齢等		手当額
出生～3歳誕生月まで	第1子・第2子	月額15,000円
	第3子以降(※1)	月額30,000円
3歳誕生月の翌月～高等学校修了年代まで	第1子・第2子	月額10,000円
	第3子以降(※1)	月額30,000円

※1 第3子以降に該当するのは、22歳になった最初の3月31日までの児童を3

お金のこと



人以上保護者が養育している場合です。



←ホームページはこちら

・問合せ・

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

ひとり親家庭等医療費助成(親医療証)

所得制限あり

18歳になって最初の3月31日(一定の障がい有する場合は20歳未満)までの児童のいるひとり親家庭などに対して、「親医療証」を交付し、医療費(健康保険適用の一部負担金)を助成しています。

ただし、入院時食事療養費標準負担額、健康保険適用外のもの(薬の容器代・健診料・予防接種料・文書料・入院室料差額など)は助成対象となりません。また、住民税課税世帯の方は一部自己負担金があります。

● 対象(詳細は窓口にお問合せください)

次のいずれかの状態にある児童を扶養している父または母、あるいは父母以外で児童を養育する方(以下「受給資格者」という。)で所得額が一定額未満の方に支給されます。

- 1 父母の離婚により父または母と生計をともししていない児童
- 2 父または母が死亡または生死不明である児童
- 3 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 4 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 5 母が婚姻によらないで出産した児童
- 6 父または母が重度の障がい(一般労働能力に欠ける程度、身体障害者手帳1・2級程度)を有する児童
- 7 父または母がDV(配偶者からの暴力)によって裁判所の保護命令を受けた児童

● 資格対象外

次のいずれかに該当するときは、資格がありません。

- 1 児童が別居している父または母と生計を同じくしているとき



- 2 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者を含む。ただし障がいの状態にある父または母を除く。)に養育されているとき
- 3 児童が児童福祉施設等の施設に入所しているとき
- 4 児童が里親に委託されているとき
- 5 児童または受給資格者が日本国内に住所がないとき

● 問合せ ●

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

子ども医療費助成(乳・子・青医療証)

0歳から6歳になった最初の3月31日までの子どもには乳医療証を、乳医療証終了後15歳になった最初の3月31日までの子どもには子医療証を、子医療証終了後18歳になった最初の3月31日までの子どもには青医療証を交付し、医療費(健康保険適用の一部負担金)を助成しています。保護者の所得制限はありません。

ただし、入院時食事療養費標準負担額、健康保険適用外のもの(薬の容器代・健診料・予防接種料・文書料・入院室料差額など)は助成対象となりません。

● 問合せ ●

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

所得税・住民税の所得控除

所得制限あり

以下の条件に該当する方は、所得税・住民税で所得控除(ひとり親控除・寡婦控除)が適用されます。申告方法など、詳しくはお問合せください。

なお、ひとり親・寡婦の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税が非課税となります。

● ひとり親控除

配偶者と死別・離別された方、婚姻されていない方、または配偶者の生死が不明の方で、次の3つの要件のすべてに該当する場合、ひとり親控除の適用を受けることができます。

- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ② 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の方の同一生計配偶者



や扶養親族となっている方は除く)がいること

- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと

所得税控除額35万円、住民税控除額30万円

### ● 寡婦控除

「ひとり親」に該当せず、次の要件のいずれかに該当する方で、合計所得金額が500万円以下かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない場合、寡婦控除の適用を受けることができます。

- ① 夫と死別された後婚姻されていない方または夫の生死が不明の方
- ② 夫と離別された後婚姻されていない方で扶養親族がいる方

所得税控除額27万円、住民税控除額26万円

### ・問合せ・

所得税について

板橋税務署 電話 3962-4151

住民税について

総務部 課税課 課税第一～第四係 電話 3579-2101

## いぞくきそねんきん 遺族基礎年金

南館2階25番窓口

所得制限あり

国民年金に加入している人などが亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者(夫または妻)、子に支給されます(子が18歳に達する年度末まで、あるいは、1級・2級の障がいのある子の場合は20歳になるまで)。

### ● 受給要件

次のいずれかに該当したときその遺族に支給されます。

- 1 国民年金の被保険者が死亡したとき
- 2 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき
- 3 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある受給権者が死亡したとき



#### 4 老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上満たしている方が死亡したとき

※1および2の要件については、死亡日の前日において、死亡した月の前々月までに加入期間の2/3以上の保険料納付済期間（免除期間を含む）があること。または、死亡日が令和8年3月31日までにある場合で、死亡日の前日において、死亡した月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと（死亡日において当該死亡者が65歳未満である場合に限る）。

#### ● 遺族の範囲

死亡した方によって生計を維持されていた次の方です。

- 1 死亡した方の子（18歳到達年度の末日までにある子、または20歳未満で障がいの程度が1級・2級の子）と生計を同一にしている妻または夫
- 2 死亡した方の子（18歳到達年度の末日までにある子、または20歳未満で障がいの程度が1級・2級の子、ただし夫または妻が遺族基礎年金を受給している間は支給停止となります。）

※障がいの程度の1級・2級については国民年金法の障害等級表によります。

#### ● 問合せ ●

健康生きがい部 国保年金課 国民年金係 電話 3579-2431

しょうがい き そねんきん  
**障害基礎年金**

南館2階25番窓口

所得制限あり

国民年金加入中や20歳前に初診日（初めて医師の診療を受けた日）がある病気やけがによって、国民年金法の障害等級の1級・2級のいずれかに該当する場合に支給されます。

#### ● 受給要件（20歳前障害は除く）

次のすべての要件を満たした場合に支給されます。

- 1 初診日（障がいの原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していること（老齢基礎年金を繰上げ支給されていないこと）。
- 2 障害認定日の障がいの程度が国民年金法で決められている障害等級の1級・2級のいずれかに該当していること。



3 初診日の前々月までに加入期間の2/3以上の保険料納付済期間（免除期間を含む）があること。または、初診日が令和8年3月31日までにある場合で、初診日において65歳未満であり、初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと（免除期間含む）。

### ● 受給要件(20歳前障害)

20歳前に初診のある病気やけがにより障がいがあり20歳に達したとき、または20歳以降に障害等級の1級・2級いずれかに該当していること。なお、所得が一定の額を超えた場合は、半額または全額支給停止となります。

### ● 子の加算

障害基礎年金の受給権を得たときや受給権を得たあと、その方によって生計を維持されている子(18歳到達年度の末日までにある子、または、20歳未満で障がいの程度が1級・2級の子)がいれば、子の数に対して決められた額が加算されます。

※障がいの程度の1級・2級については、国民年金法の障害等級表によります。

### ● 問合せ ●

健康生きがい部 国保年金課 国民年金係 電話 3579-2431

※初診日において加入していた年金制度が、国民年金第3号被保険者のときや厚生年金のときは年金事務所が、共済年金のときは共済組合が窓口になります。

## いぞくこうせいねんきん 遺族厚生年金

所得制限あり

厚生年金保険に加入されている方などが亡くなり、子のある配偶者(夫または妻)や子が遺族基礎年金を受けられるときにあわせて遺族厚生年金が受けられます。

なお、子のない妻や55歳以上の夫・父母・孫および祖父母なども受けられます。

### ● 受給要件

次のいずれかに該当したときその遺族に支給されます。

- 1 厚生年金の被保険者である間に死亡したとき
- 2 厚生年金の被保険者期間に初診日がある傷病で、初診日から5年以内に死亡したとき



- 3 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
  - 4 老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある受給権者および受給資格期間を25年以上満たした方が死亡したとき
- ※ただし、1または2に該当する場合は、死亡した月の前々月までに国民年金加入期間の2/3以上の保険料納付済期間(免除期間を含む)があること。または、死亡した月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと(死亡日において当該死亡者が65歳未満である場合に限る)。

● **遺族の範囲**

死亡した方によって生計維持をされていた次の方です。

- 1 妻(30歳未満の子のない妻は、5年間の有期給付となります。)
  - 2 子(18歳到達年度の末日までにあるか、または20歳未満で障がいの程度の1級・2級に該当し、かつ現に婚姻をしていないこと)
  - 3 55歳以上の夫・父母・祖父母(60歳から支給、ただし、子のある夫は55歳から支給)
  - 4 孫(年齢は子と同じ、子と同様、現に婚姻をしていないこと)
- ※障がいの程度の1級・2級については、国民年金法の障害等級表によります。

● **問合せ**

日本年金機構 板橋年金事務所 板橋区板橋1-47-4 電話 3962-1481

こくみんねんきん ほけんりょう のうふ こんなん めんじょ  
**国民年金保険料の納付が困難なときの免除** 南館2階25番窓口

国民年金の第1号被保険者の方については、保険料が納められない場合「免除制度・納付猶予制度・学生納付特例制度」があります。第1号被保険者とは、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方(学生を含む)をいいます(ただし、厚生年金保険や共済組合に加入している方、およびその方に扶養されている配偶者を除く)。

● **法定免除**

次の1から3に該当したときは、届け出が必要です。保険料が免除されます。

- 1 障害基礎年金などを受けているとき
- 2 生活保護法の生活扶助を受けているとき
- 3 国立ハンセン病療養所などの施設に入っているとき



### ● 申請免除

全額免除・3/4免除・半額免除・1/4免除の4種類があります。

この申請は、申請者、世帯主、配偶者のそれぞれの前年所得が一定所得以下の場合に、承認され、ひとり親や寡婦の場合は所得基準について特例があります。生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているときなども承認されます。

失業した場合は、退職特例免除制度の申請ができます。

### ● 納付猶予

50歳未満の方で、保険料を納めることが困難な方は、申請して承認されると、保険料の納付が猶予されます。この申請は、申請者および配偶者の前年所得が、一定所得以下の場合に承認されます。

### ● 学生納付特例

次の1、2ともに該当する方は、申請して承認されると、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。

1 大学(院)・短大・高等専門学校・専修学校などに在学する学生

学生納付特例の対象となる学校については、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。

2 本人の前年所得が一定所得以下であるとき

#### ● 問合せ ●

健康生きがい部 国保年金課 国民年金係 電話 3579-2431

## ★届け出はお忘れなく★

### 産前産後期間の国民年金保険料免除制度

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方は、届け出をすると、産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。

産前産後期間の免除制度は、「保険料が免除された期間」も保険料を納付したもものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

#### ● 問合せ ●

健康生きがい部 国保年金課 国民年金係 電話 3579-2431

### 第3号被保険者⇒第1号被保険者への変更届

離婚や死別などにより第3号被保険者でなくなった場合は、第1号被保険者の届



け出が必要です。届け出を忘れて納付期限から2年を過ぎると、免除の制度が利用できず「未納期間」となり、年金受給額が減額されるのでご注意ください。

・問合せ・

健康生きがい部 国保年金課 国民年金係 電話 3579-2431

**離婚時の年金分割**

離婚をした際に厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割する制度があります。この手続きは、離婚後2年を過ぎると請求手続きができなくなりますのでご注意ください。

・問合せ・

日本年金機構 板橋年金事務所 板橋区板橋1-47-4 電話 3962-1481

しゅうがくえんじょ  
**就学援助**

北館6階14番窓口

所得制限あり

世帯の所得状況により、給食費・学用品費・修学旅行費・移動教室費・学校行事費などを援助する制度です。板橋区立小中学校に通学されていて援助を希望される方は、各小中学校にお申込みください。板橋区立以外の国公立小中学校に通学されていて援助を希望される方は下記までお問合せください。

・問合せ・

教育委員会事務局 学務課 学事係 電話 3579-2611

しゅうがくしょうれい  
**就学奨励**

北館6階14番窓口

所得制限あり

小学校または中学校の特別支援学級に在籍または通級している児童・生徒の保護者の負担を軽減する制度です。板橋区立小・中学校の特別支援学級に通学されていて、援助を希望される方は各小・中学校へお申込みください。板橋区立以外の公立の小・中学校の特別支援学級に通学されていて、援助を希望される方は下記までお問合せください。

世帯の所得状況により、受給できる費目が変わります。

・問合せ・

教育委員会事務局 学務課 学事係 電話 3579-2611



## こうこうせいとう しゅうがくしえん 高校生等への修学支援

所得制限あり

高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校(高等課程)などに通学する生徒の世帯を対象に授業料や教材費など授業料以外の教育費を支援金として給付しています。支援を希望される方は下記までお問合せください。世帯の所得状況により、所得制限があります。

### 1 高等学校等就学支援金

授業料を国が支援する制度です。入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。

#### ・問合せ・

#### ●都立高等学校、都立特別支援学校高等部等について

東京都教育庁都立学校教育部 高等学校教育課経理担当	電話 5320-7862
特別支援教育課経理担当	電話 5320-6754



←都立高等学校等のホームページはこちら

#### ●私立高等学校、私立特別支援学校高等部等について

東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当	電話 5277-1255
------------------------	--------------



←私立高等学校等のホームページはこちら

### 2 私立高等学校等授業料軽減助成金

私立の高等学校などに通う生徒の世帯の経済的負担を軽減するために授業料の一部を助成します。高等学校等就学支援金を受給されている場合でも、授業料の助成を受けることができます(上限額あり)。

#### ・問合せ・

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当	電話 5206-7925
---------------------------	--------------

### 3 高校生等奨学給付金

教科書費・教材費など、授業料以外の教育費支援の給付金です。



・問合せ・

●国公立(都立高等専門学校以外)

東京都教育庁都立学校教育課 電話 5320-7862

●都立高等専門学校

東京都総務局総務部企画計理課 電話 5388-2289

●私立

東京都私学就学支援金センター 電話 5206-7925

だいがくせいとう しゅうがくしえん  
大学生等への修学支援

所得制限あり

大学・短期大学・高等専門学校、専門学校などに通学する学生の世帯を対象に授業料などの減免や給付型奨学金を支給しています(高等教育の修学支援新制度)。支援を希望される方は下記までお問合せください。

世帯の所得状況により、所得制限があります。

● 授業料の減免

入学時に、進学先の大学などにお申込みください。

● 給付型奨学金

進学する前年の4月下旬から、通学する高校などを通じて日本学生支援機構(JASSO)へお申込みができます。

・問合せ・

制度の概要について

日本学生支援機構奨学金相談センター 電話 0570-666-301



←高等教育の修学支援新制度特設ページはこちら

じゅけんせい しえんかしつけしぎょう  
受験生チャレンジ支援貸付事業

所得制限あり

中学3年生、高校3年生またはこれに準じる方を養育する世帯を対象に塾費用や受験料を無利子で貸付します。高校・大学などへ入学した場合、返済が免除(償還免除)されます。



世帯の所得状況により、所得制限があります。

● **学習塾等受講料貸付金**

- ・貸付の範囲 対象となる学習塾などの費用
- ・貸付限度額 30万円

● **受験料貸付金**

高校受験料

- ・貸付の範囲 対象となる高等学校などの受験料
- ・貸付限度額 2万7400円

大学受験料

- ・貸付の範囲 対象となる大学などの受験料
- ・貸付限度額 12万円

※貸付審査の結果、貸付できないことがあります。

※各種条件がありますので、詳しくは下記までお問合せください。

● **問合せ** ●

板橋福祉課	総合相談係	電話	3579-2322
赤塚福祉課	総合相談係	電話	3938-5126
志村福祉課	総合相談係	電話	3968-2331

おや か ていこうとうしよくぎょうくねれんそくしん し きんかしつけ じぎょう  
**ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業**

東京都社会福祉協議会が実施するひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする貸付制度です。所定の要件に該当する場合は、返済が免除になります。

● **訓練促進資金**

ひとり親高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざす方に修学、就職に必要な資金をお貸しする制度です。

○対象

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を受ける方で、養成機関修了後、1年以内に都内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

○貸付額

入学準備金(上限50万円)…養成機関の入学金、教材費、学用品費など

就職準備金(上限20万円)…就職に必要な被服費、通勤に要する経費など



## ● 住宅支援資金

児童扶養手当受給者であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方に家賃相当額の資金をお貸しする制度です。

### ○対象

児童扶養手当を受給している方(所得が同水準の方を含む)で、板橋区母子・父子自立支援プログラム(74ページ)の策定を受け、就労またはより高い所得が見込まれる転職をめざしている方

### ○貸付額

月額7万円以内(上限12か月)

## ● 問合せ ●

社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 福祉資金係 電話 3964-0556  
板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター 6階

## 東京都母子及び父子福祉資金

母子および父子家庭の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。原則として連帯保証人を立てていただき、無利子での貸付けとなります。

なお、事前に相談が必要です。

## ● 対象

都内に6か月以上お住まいの母子家庭の母および父子家庭の父などで、20歳未満のお子さんなどを扶養している方

## ● 連帯保証人の要件

- 1 一定の職業を持ち、または独立の生計を営んでいる
- 2 母子及び父子福祉資金について他の者の連帯保証人になっていない
- 3 連帯保証人に直接(面前もしくは電話で)保証の意思確認がとれること

## ● 資金の種類

東京都母子及び父子福祉資金貸付金一覧表を参照(38ページ)



### ・問合せ・

板橋福祉課	総合相談係	電話	3579-2322
赤塚福祉課	総合相談係	電話	3938-5126
志村福祉課	総合相談係	電話	3968-2331

## いたばしくじょせいふくししきん 板橋区女性福祉資金

女性の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。確実な連帯保証人を立てていただき、原則として無利子(一部有利子)での貸付けとなります。なお、事前に相談が必要です。

### ● 対象

配偶者がいない女性で板橋区内にお住まいの次のすべてに該当する方

- 1 年齢25歳以上の方、または年齢25歳未満で親・子・兄弟姉妹などを扶養している方
- 2 他から同種の資金を借り受けることが困難な方
- 3 確実な連帯保証人がある方

### ● 連帯保証人の要件

- 1 原則として都内に引き続き6か月以上お住まいの方
- 2 独立の生計を営んでいる
- 3 女性福祉資金について他の者の連帯保証人になっていない
- 4 連帯保証人に直接(面前もしくは電話で)保証の意思確認がとれること

### ● 資金の種類

板橋区女性福祉資金貸付金一覧を参照(39ページ)

### ・問合せ・

板橋福祉課	総合相談係	電話	3579-2322
赤塚福祉課	総合相談係	電話	3938-5126
志村福祉課	総合相談係	電話	3968-2331



## せいかつふくししきん 生活福祉資金

所得制限あり

所得の少ない世帯・障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援をおこなうことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする制度です。

資金によっては貸付から返済完了まで民生委員の相談援助活動もおこなわれます。

### ● 主な貸付の種類

資金の種類	対象者の状況	内容
緊急小口資金	一時的に生活費に困っている方	医療費や介護費の支払い、給与などの盗難、被災などの理由により一時的に生活費が不足した方への資金
福祉資金福祉費	日常生活には困っていないが、まとまった資金が必要な方	出産、葬祭、就職するための知識、技能を習得するための費用など、具体的な利用目的に対する資金
教育支援資金		高等学校、高等専門学校、大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学を含む）、専修学校（高等課程、専門課程）への入学や授業料などに必要な資金
総合支援資金	一般的に生活費に困窮している方	失業などにより困窮する世帯が就職活動をする間の生活に必要な資金

※世帯に対する貸付となります。

※貸付審査の結果、貸付できないことがあります。

※優先される公的制度があり、制度により併用の可否が異なります。

※各種条件がありますので、詳しくは下記までお問合せください。

### ● 問合せ ●

社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 福祉資金係

電話 3964-0556

板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター 6階



## ● 東京都母子及び父子福祉資金貸付金一覧

令和7年4月1日現在

貸金の種類	対象者	内容	限度額	償還期間	利子
事業開始資金	母 または 父	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械などの購入資金	3,580,000円 母子または父子共同貸付の場合 5,370,000円	7年以内	保証人を立てて原則無利子
事業継続資金		現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料などを購入する資金	1,790,000円	7年以内	
技能習得資金		事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	習得期間中(5年以内) 月額68,000円 自動車運転免許を習得する場合 460,000円	20年以内	
修業資金	児童 または 子	事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	習得期間中(5年以内) 月額68,000円 高校3年在学時に就職を希望する児童が自動車運転免許を習得する場合 460,000円	20年以内	無利子
就職支度資金	母 または 父	就職するために直接必要な被服、履物などを購入する資金	110,000円 通勤用自動車を購入の場合 340,000円	6年以内	※無利子
医療介護資金	または 児童	医療または介護保険によるサービス(介護)を受けるために必要な資金	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	5年以内	保証人を立てて原則無利子
生活資金	母 または 父	1 技能習得期間中または医療または介護を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金 2 母子または父子家庭になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金(貸付期間3か月以内) 3 失業している期間中(ただし、離職した日の翌日から1年以内)の生活を維持するために必要な資金(貸付期間1年以内) 4 家計急変による収入の激変緩和のために必要な資金(貸付期間原則3か月以内)	1の技能習得期間中 月額 141,000円 1の医療介護期間中および2、3の期間中 月額 114,000円 生活中心者でない場合 76,000円 2の生活安定期間中の養育費取得のための裁判費用(12月相当) 1,368,000円 4の場合 児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内	内容により異なる	
住宅資金		自己所有の住宅の建設、購入および現に居住する住宅の増改築・補修または保身に必要な資金	1,500,000円 災害、老朽などによる増改築および住宅建設・購入の場合 2,000,000円	6年以内 7年以内	
転宅資金		転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金	260,000円	3年以内	
結婚資金	児童 または 子	婚姻に際し必要な資金	330,000円	5年以内	

お金のこと



貸金の種類	対象者	内容	限度額	償還期間	利子
修学資金		高校、短大、大学、大学院、高専または専修学校において修学するのに必要な資金	学校・学年別により異なる	5年以内 または 20年以内	無利子
就学支度資金	児童 または 子	小・中学校、高校、短大、大学、大学院、高専または専修学校に入学するために必要な資金 知識技能を習得させる施設であって、厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	学校・学年別により異なる	5年以内 または 20年以内	

※母または父が貸付対象の場合は、保証人を立てて原則無利子となります。

### ● 板橋区女性福祉資金貸付金一覧

令和7年4月1日現在

貸金の種類	対象者	内容	限度額	償還期間	利子
事業開始資金	女性	事業を開始するのに必要な資金	2,000,000円	7年以内	無利子
事業継続資金		事業を継続するのに必要な資金	1,500,000円	7年以内	
技能習得資金	女性 または 女性が 扶養し ている 子	事業を開始、または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 22,000円 (3年以内)	10年以内	無利子
生活資金	女性	知識技能を習得または医療を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金	月額 91,000円 (3年以内)	10年以内	年利 1 1 7 5 %
住宅資金		居住する住宅の増改築・補修に必要な資金	1,150,000円 災害 1,800,000円	7年以内	
修学資金	女性 または 女性が 扶養し ている 子	高校・短大・大学・高専または専修学校において修学するのに必要な資金	学校により異なる	20年以内	無利子
就学支度資金		入学または入校するために必要な資金	学校により異なる	20年以内	



## しりつようちえんほごしゃほじょきん 私立幼稚園保護者補助金

北館6階14番窓口

板橋区に住民登録がある3・4・5歳児(満3歳児を含む)を私立幼稚園、認定こども園または補助対象の幼稚園類似の施設に就園させ、保育料・入園料(入園年度のみ)を納めている保護者(世帯)には次の補助制度があります。

区内の幼稚園については、申請方法についてのお知らせが幼稚園を通じてあります。

### 1 私立幼稚園等入園料補助金

入園した年度に、一律75,000円を交付します(ただし、負担した入園料が75,000円に満たない場合は、負担した額を限度とします)。

### 2 私立幼稚園等保護者負担軽減補助金

保護者の保育料(従来園)または特定負担額(新制度移行園)支払の負担を軽減するための補助金です。この補助金には所得制限はありませんが、世帯の所得状況など(区市町村民税の合計および扶養状況)により補助金額に違いがあります。ひとり親世帯等については保護者負担軽減の特例措置があります。認定された世帯は補助金が増額されます。

### 3 幼児教育無償化 一部、所得制限あり

令和元年10月1日から幼児教育無償化制度が始まりました。申請方法についてのお知らせは、幼稚園を通じてあります。

#### (1) 施設等利用費(入園料・保育料)

入園料・保育料に対する給付金で、給付額は月額25,700円までとなります(ただし、負担した入園料・保育料が25,700円に満たない場合は、負担した額を限度とします)。

なお、令和元年10月以降、新制度移行園の保育料は0円となりました。

#### (2) 施設等利用費(預かり保育の利用料)

保育の必要な園児は、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料の一部が給付されます。給付を受けるには、お住まいの区市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※満3歳児クラスの園児は、区市町村民税非課税世帯のみが給付の対象となります(月額16,300円が上限)。令和7年9月から、課税世帯は、私立幼稚園等保護者負担軽減補助金の対象となります。



※給付の月額上限額は「450円×利用日数」です。利用料が月額上限額を超えている場合、差額は保護者の負担になります。

(3) 副食費(おかず代など)に対する補助

年収360万円未満相当世帯の園児と、すべての世帯の第3子以降<sup>(注1)</sup>の園児について、副食(おかずなど)の費用に対し月額4,900円<sup>(注2)</sup>まで補助が<sup>が</sup>できます。

(注1)小学校3年生までの子どもの数となります(小学校4年生以上は含みません)。

(注2)新制度移行園に通園する園児は副食(おかずなど)の費用が免除されます。

・問合せ・

教育委員会事務局 学務課 幼稚園係 電話 3579-2613





## よういくひかくほしえんほじょきん 養育費確保支援補助金

子どもの養育に必要な養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申し立てなどにかかる経費を補助します。

### ● 対象(全てに当てはまる方)

- 1 申請日において板橋区に居住するひとり親世帯(離婚前も含む)の方
- 2 養育費の取り決めに係る経費を負担した方
- 3 養育費を受け取る方(養育費の取り決めに係る※債務名義を有している方。  
ただし、ADRの1回目調停までにかかる費用の申請の場合を除く)  
※債務名義：公正証書(強制執行認諾条項付き)、判決書、調停調書、審判書など
- 4 養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養している方
- 5 過去に同内容の補助金(他自治体による同様の趣旨の補助金を含む)を受けていない方

### ● 対象費用および補助上限額

取り決め方法	補助の対象となる費用	補助上限額
公正証書 (強制執行認諾条項付きに限る)	・ 公証役場に支払った公証人手数料	43,000円
家庭裁判所の調停、審判、裁判	・ 調停申し立て、裁判に要した収入印紙代 ・ 調停申し立て、裁判に要した戸籍謄本など添付書類取得費用 ・ 連絡用の郵便切手代	費用にかかる実費
ADR(裁判外紛争解決手続)	・ ADRの申込料、依頼料に相当する費用 ・ 1回目の調停にかかる費用	20,000円
	・ 2回目以降の調停にかかる費用	30,000円
養育費立替保証	・ 契約を締結する際の初回保証料	50,000円

### ● 問合せ ●

板橋福祉課 総合相談係 電話 3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938-5126

志村福祉課 総合相談係 電話 3968-2331

※養育費相談については16~17ページを参照